



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*50 和歌山県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則 (食品流通課) ..... 1

### ○ 告示

- 927 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) ..... 3
- 928 " ( " ) ..... 3
- 929 " ( " ) ..... 4
- 930 " ( " ) ..... 4
- 931 " ( " ) ..... 4
- 932 " ( " ) ..... 5
- 933 " ( " ) ..... 5
- 934 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) ..... 6
- 935 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) ..... 6
- 936 木材業者等の登録の変更 (林業振興課) ..... 7
- 937 道路の位置の指定 (都市政策課) ..... 8
- 938 " ( " ) ..... 8

### ○ 選挙管理委員会告示

- 56 政治団体の届出事項の異動の届出 ..... 8
- 57 資金管理団体の指定の取消しの届出 ..... 9
- 58 政治団体の解散の届出 ..... 9
- 59 政治団体の収支報告書の要旨 ..... 10

### ○ 監査委員告示

- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議 ..... 11

## 規 則

### 和歌山県規則第50号

和歌山県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県卸売市場条例施行規則 (昭和47年和歌山県規則第63号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第4条第1項第8号」を「第4条第1項第9号」に改め、同条第3項第1号中「その着工」を「、その着工」に改める。

第4条第3項第1項中「その者及び」を「、その者及び」に改める。

第14条の見出し中「備え付け」を「備付け」に改める。

別記第1号様式中「別記第1号様式」を「別記第1号様式 (第2条関係)」に、「殿」を「様」に、「主たる事務所」を「、主たる事務所」に改める。

別記第2号様式中「別記第2号様式」を「別記第2号様式 (第3条関係)」に、「その着工」を「、その着

工」に改める。

別記第3号様式中「別記第3号様式」を「別記第3号様式(第4条関係)」に、「殿」を「様」に、「主たる事務所」を「、主たる事務所」に改める。

別記第4号様式中「別記第4号様式」を「別記第4号様式(第5条関係)」に、「法人にあつては名称」を「法人にあつては、名称」に改める。

別記第5号様式中「別記第5号様式」を「別記第5号様式(第5条関係)」に、「法人にあつては名称」を「法人にあつては、名称」に改める。

別記第6号様式中「別記第6号様式」を「別記第6号様式(第5条関係)」に、「殿」を「様」に、「主たる事務所」を「、主たる事務所」に改める。

別記第7号様式中「別記第7号様式」を「別記第7号様式(第6条関係)」に、「殿」を「様」に、「主たる事務所」を「、主たる事務所」に改める。

別記第8号様式中「別記第8号様式」を「別記第8号様式(第6条関係)」に、「殿」を「様」に、「主たる事務所」を「、主たる事務所」に改める。

別記第9号様式中「別記第9号様式」を「別記第9号様式(第7条関係)」に、「殿」を「様」に、「主たる事務所」を「、主たる事務所」に、「条例第3条」を「、条例第3条」に、「条例第5条第1項」を「、条例第5条第1項」に改める。

別記第10号様式中「別記第10号様式」を「別記第10号様式(第7条関係)」に、「殿」を「様」に改める。

別記第11号様式中「別記第11号様式」を「別記第11号様式(第7条関係)」に、「殿」を「様」に、「条例第3条」を「、条例第3条」に、「条例第5条第1項」を「、条例第5条第1項」に改める。

別記第11号様式の2中「別記第11号様式の2」を「別記第11号様式の2(第7条関係)」に、「殿」を「様」に、「条例第3条」を「、条例第3条」に、「条例第5条第1項」を「、条例第5条第1項」に改める。

別記第12号様式中「別記第12号様式」を「別記第12号様式(第8条関係)」に、「殿」を「様」に、「主たる事務所」を「、主たる事務所」に改める。

別記第13号様式中「別記第13号様式」を「別記第13号様式(第10条関係)」に、「殿」を「様」に、「主たる事務所」を「、主たる事務所」に改める。

別記第14号様式中「別記第14号様式」を「別記第14号様式(第11条関係)」に、「殿」を「様」に、「主たる事務所」を「、主たる事務所」に改める。

別記第15号様式中「別記第15号様式」を「別記第15号様式(第12条関係)」に、「殿」を「様」に、「主たる事務所」を「、主たる事務所」に改める。

別記第16号様式中「別記第16号様式」を「別記第16号様式(第12条関係)」に、「殿」を「様」に、「主たる事務所」を「、主たる事務所」に改める。

別記第17号様式中「別記第17号様式」を「別記第17号様式(第13条関係)」に、「殿」を「様」に、「主たる事務所」を「、主たる事務所」に改める。

別記第18号様式中「別記第18号様式」を「別記第18号様式(第15条関係)」に、「殿」を「様」に、「主たる事務所」を「、主たる事務所」に改める。

別記第19号様式中「別記第19号様式」を「別記第19号様式(第15条関係)」に、「殿」を「様」に、「主たる事務所」を「、主たる事務所」に、「戸籍抄本」を「、戸籍抄本」に改める。

別記第20号様式中「別記第20号様式」を「別記第20号様式(第15条関係)」に、「殿」を「様」に、「主たる事務所」を「、主たる事務所」に改める。

別記第21号様式中「別記第21号様式」を「別記第21号様式(第16条関係)」に、「身分証明書」を「検査員証」に、同様式裏中「抜すい」を「抜粹」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第16条の規定により交付されている証明書は、平成25年3月31日までの間は、この規則による改正後の第16条の規定により交付された証明書とみなす。

## 告 示

### 和歌山県告示第927号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年9月3日まで縦覧に供する。

平成24年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成24年7月3日
- 2 名称  
特定非営利活動法人次世代エネルギー研究所
- 3 代表者の氏名  
田縁正幸
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県御坊市湯川町財部928番地の3
- 5 定款に記載された目的

この法人は、自然エネルギーを中心とする次世代エネルギーの啓発及び普及を図ることを目的に、地域の潜在自然エネルギー量を始め地域社会と調和した次世代エネルギー設備の調査研究や地域防災との連携、またこれらを観光資源化することを調査研究し実践することを目的とする。

### 和歌山県告示第928号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年9月4日まで縦覧に供する。

平成24年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成24年7月4日
- 2 名称  
特定非営利活動法人社会的就労支援機構
- 3 代表者の氏名  
竹原敏子
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県和歌山市東蔵前丁4番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、働きたいという希望を持つ障害のある人々に対して、就労支援を行うとともに障害者に対して理解を深める事業を行い、豊かな生活がおくれる社会づくりに寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第929号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年9月13日まで縦覧に供する。

平成24年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成24年7月13日

## 2 名称

特定非営利活動法人ふきのとう

## 3 代表者の氏名

高田英亮

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市貴志川町長山1651番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域に住む精神障害者に対して、小規模通所授産施設の運営に関する事業を行い、その活動を通して社会性をはぐくみ、生活の訓練を行うことで、地域社会での生活を支え、また、地域に対して啓蒙活動を行うことによって、誰もがいきいきと生活ができる社会作りに寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第930号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年9月18日まで縦覧に供する。

平成24年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成24年7月18日

## 2 名称

特定非営利活動法人和歌山県介護支援専門員協会

## 3 代表者の氏名

初山昌平

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市手平2丁目1番2号

## 5 定款に記載された目的

本会は、介護支援専門員の職務を遂行していくため、職域、所属の枠を超え、職業倫理の高揚に努め、また、介護支援サービスに関する知識・技術を研鑽し専門性を高め、介護支援専門員の資質及び社会的地位の向上に資するとともに、県民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第931号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったの

で、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年9月18日まで縦覧に供する。

平成24年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年7月18日

2 名称

特定非営利活動法人スポーツ・リパブリック・ソラティオーラ和歌山

3 代表者の氏名

奥野修造

4 主たる事務所の所在地

和歌山県海南市岡田513番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、一般市民を対象に、サッカーを中心とする総合型地域スポーツクラブの運営を主たる事業とし、併せて関連する文化活動をおこない、それにより、スポーツ文化の振興、青少年の健全育成および地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第932号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年9月18日まで縦覧に供する。

平成24年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年7月18日

2 名称

特定非営利活動法人翠

3 代表者の氏名

戸川一夫

4 主たる事務所の所在地

和歌山県日高郡美浜町吉原547番地の13

5 定款に記載された目的

この法人は、公共インフラの整備や保全に関する調査・研究・講演会などの事業を行うとともに、技術者や各種団体の技術の向上を図り、県民が安心して健やかに生活できる環境づくりに寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第933号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年9月18日まで縦覧に供する。

平成24年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 申請年月日

平成24年7月18日

## 2 名称

特定非営利活動法人会津スポーツクラブ

## 3 代表者の氏名

平田隆一

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市下万呂120番地の4

## 5 定款に記載された目的

この法人は、会津小学校区を拠点としたスポーツ活動の振興を図り、総合型地域スポーツクラブを核とした地域住民の自立的な社会活動を促進し、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現を図ると共に、明るく元気のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第934号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 医療機関の名称               | 医療機関の所在地                  | 担当する医療の種類<br>(薬局は除く。) | 主として担当する医師<br>(薬剤師)の氏名又は訪問<br>看護ステーション等の名称 | 指 定<br>年 月 日 |
|-----------------------|---------------------------|-----------------------|--|--------------|
| 株式会社紀州ライフコーディネーターサービス | 海南市南赤坂11番地 和歌山リサーチラボ内206号 | 訪問看護                  | 紀州リハビリケア訪問看護ステーション                         | 平成<br>24.8.1 |

## 和歌山県告示第935号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成24年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオンモール和歌山

和歌山市中580番地3 他

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

他未定

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年4月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
48,527㎡
- 6 駐車場の収容台数  
3,003台
- 7 駐輪場の収容台数  
665台
- 8 荷さばき施設の面積  
720.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
121.5㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時  
閉店時刻 午前0時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
6箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷さばき施設① 午前5時から午前1時まで  
荷さばき施設②③ 午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
平成24年7月18日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成24年8月3日から平成24年12月3日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第936号**

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成24年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 登録者の<br>氏名又は名称 | 変更事項   | 新          | 旧          | 変更<br>年月日     |
|----------------|--------|------------|------------|---------------|
| 山幸林業株式会社       | 代表者の氏名 | 代表取締役 菱川麻紀 | 代表取締役 榎本佐内 | 平成<br>24.6.29 |

## 和歌山県告示第937号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成24年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 指 定 位 置                  | 申 請 者<br>住 所 名<br>氏 名                     | 指定年月日         | 道 路               |             |
|------|--------------------------|---|---------------|-------------------|-------------|
|      |                          |   |               | 幅 員<br>メートル       | 延 長<br>メートル |
| 3164 | 岩出市根来字大坪714番1の一部、715番の一部 | 奈良県五條市田園二丁目2番地の1<br>株式会社井上地所<br>代表取締役 井上猛 | 平成<br>24.7.20 | 6.00<br>)<br>6.52 | 89.30       |

## 和歌山県告示第938号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成24年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 指 定 位 置                                | 申 請 者<br>住 所 名<br>氏 名                        | 指定年月日         | 道 路         |             |
|------|--|--|---------------|-------------|-------------|
|      |  |  |               | 幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル |
| 3174 | 岩出市根来字中溝840番の一部、841番1の一部、839番の一部、里道、水路 | 和歌山市太田二丁目13番2号<br>ヤマイチエステート株式会社<br>代表取締役 山田茂 | 平成<br>24.7.20 | 6.00        | 110.10      |

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年8月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

| 政治団体の名称          | 異動事項       | 新                   | 旧                         | 届 出<br>年月日    | 政党・政治<br>団 体 の 別 | 備 考 |
|------------------|------------|---------------------|---------------------------|---------------|------------------|-----|
| 伊都医師連盟           | 主たる事務所の所在地 | 伊都郡かつらぎ町笠田東727 前田医院 | 伊都郡九度山町大字九度山800番地 横手クリニック | 平成<br>24.6.13 | 政治団体             |     |
|                  | 代表者        | 前田至規                | 横手英義                      |               |                  |     |
|                  | 会計責任者      | 保脇淳之                | 栗山司                       |               |                  |     |
| まなべ清兵衛後援会        | 会計責任者      | 真鍋清兵衛               | 池田稔                       | 平成<br>24.6.19 | 政治団体             |     |
| 全日本不動産政治連盟和歌山県本部 | 会計責任者      | 寺本礼次                | 岩淵栄次                      | 平成<br>24.6.25 | 政治団体             |     |
| 若参政              | 会計責任者      | 高木健次                | 柴田哲弥                      | 平成<br>24.7.6  | 政治団体             |     |



|                     |       |       |       |               |      |  |
|---------------------|-------|-------|-------|---------------|------|--|
| 和歌山県農政連盟            | 代表者   | 中家徹   | 菖蒲典侑  | 平成<br>24.7.10 | 政治団体 |  |
| 山田としお和歌山<br>県後援会    | 代表者   | 中家徹   | 菖蒲典侑  | 平成<br>24.7.10 | 政治団体 |  |
| 幸福実現党和歌山<br>県本部     | 会計責任者 | 今井田俊一 | 久保方洋  | 平成<br>24.7.11 | 政治団体 |  |
| うらひらよしひろ<br>後援会     | 代表者   | 渡邊泰行  | 井口昭良  | 平成<br>24.7.11 | 政治団体 |  |
|                     | 会計責任者 | 三宅正明  | 山口政樹  |               |      |  |
| 和歌山県エルピー<br>ガス政治連盟  | 代表者   | 池本勝己  | 市川榮一郎 | 平成<br>24.7.11 | 政治団体 |  |
|                     | 会計責任者 | 石井美継  | 前田理博  |               |      |  |
| 自由民主党和歌山<br>県LPガス支部 | 代表者   | 池本勝己  | 市川榮一郎 | 平成<br>24.7.11 | 政党   |  |
|                     | 会計責任者 | 石井美継  | 前田理博  |               |      |  |

和歌山県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年8月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

| 資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地    | 代表者の氏名 | 届出年月日         |
|-------------------------|-------|-----------|---------------|--------|---------------|
| 真鍋清兵衛                   | 白浜市長  | まなべ清兵衛後援会 | 西牟婁郡白浜町3207-8 | 真鍋清兵衛  | 平成<br>24.6.19 |

和歌山県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年8月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名 | 解散年月日        | 届出年月日         |
|---------------|--------|--------------|---------------|
| 国民新党憲友会和歌山県支部 | 大西泰司   | 平成<br>24.6.1 | 平成<br>24.6.15 |
| 川口ふみあき後援会     | 富永茂郎   | 平成<br>24.6.7 | 平成<br>24.6.15 |
| まなべ清兵衛後援会     | 真鍋清兵衛  | 平成<br>24.6.1 | 平成<br>24.6.19 |

自由民主党和歌山県LPガス支部

池本勝己

平成  
24. 6. 4

平成  
24. 7. 11

**和歌山県選挙管理委員会告示第59号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受領したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年8月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨

(単位：円)

**まなべ清兵衛後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 真鍋清兵衛

資金管理団体の届出に係る公職の種類 白浜町長

報告年月日 24. 06. 19

|        |         |
|--------|---------|
| 1 収入総額 | 480,395 |
| 前年繰越額  | 480,395 |
| 2 支出総額 | 0       |

政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨

**国民新党憲友会和歌山県支部**

報告年月日 24. 03. 22

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**川口ふみあき後援会**

報告年月日 24. 02. 13

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 1 収入総額              | 1,958,755       |
| 本年收入額               | 1,958,755       |
| 2 支出総額              | 1,958,755       |
| 3 本年收入の内訳           |                 |
| 寄附                  | 1,958,755       |
| 個人からの寄附             | 1,458,755       |
| 政治団体からの寄附           | 500,000         |
| 4 支出の内訳             |                 |
| 経常経費                | 1,707,885       |
| 人件費                 | 642,400         |
| 光熱水費                | 64,619          |
| 備品・消耗品費             | 262,734         |
| 事務所費                | 738,132         |
| 政治活動費               | 250,870         |
| 組織活動費               | 82,470          |
| 機関紙誌の発行その他の事業費      | 168,400         |
| 宣伝事業費               | 168,400         |
| 5 寄附の内訳             |                 |
| (個人からの寄附)           |                 |
| 川口 弥生               | 1,458,755 岩出市   |
| (政治団体からの寄附)         |                 |
| 真政会                 | 300,000 東京都千代田区 |
| 自由民主党和歌山県参議院選挙区第一支部 | 200,000 和歌山市    |

**まなべ清兵衛後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 真鍋清兵衛

資金管理団体の届出に係る公職の種類 白浜町長

報告年月日 24. 06. 19

|        |         |
|--------|---------|
| 1 収入総額 | 480,395 |
|--------|---------|

前年繰越額 480,395  
 2 支出総額 0

自由民主党和歌山県LPガス支部

報告年月日 24.07.11

1 収入総額 460,701  
 前年繰越額 460,701  
 2 支出総額 0

政治団体の収支報告書（平成24年分）の要旨

国民新党憲友会和歌山県支部

報告年月日 24.06.15

1 収入総額 0  
 2 支出総額 0

川口ふみあき後援会

報告年月日 24.06.15

1 収入総額 0  
 2 支出総額 0

まなべ清兵衛後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 真鍋清兵衛

資金管理団体の届出に係る公職の種類 白浜町長

報告年月日 24.06.19

1 収入総額 480,395  
 前年繰越額 480,395  
 2 支出総額 0

自由民主党和歌山県LPガス支部

報告年月日 24.07.11

1 収入総額 460,701  
 前年繰越額 460,701  
 2 支出総額 460,701  
 3 支出の内訳  
 政治活動費 460,701  
 寄附・交付金 460,701

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人武田宗久の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成24年7月25日

和歌山県監査委員 保田 栄 一  
 和歌山県監査委員 足立 聖 子  
 和歌山県監査委員 山本 茂 博  
 和歌山県監査委員 平木 哲 朗

| 補助する者の氏名 | 補助する者の住所                 | 補助できる期間                      |
|----------|--------------------------|------------------------------|
| 藤原学      | 兵庫県神戸市東灘区田中町一丁目1番27-202号 | 平成24年7月25日から<br>平成25年3月31日まで |